

議案第 26 号 二宮町障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例提案
理由

【町長】

議案第 26 号の提案理由を説明いたします。「二宮町障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」についてですが、障がい福祉に関する情勢の変化に伴う町単独事業の見直しにあたり、本条例に必要な改正をするために提案するものです。

内容につきましては、健康福祉部長より説明いたしますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【健康福祉部長】

ただいま、町長よりご提案申し上げました、議案第 26 号についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、議案第 25 号と同様に、障がい福祉のあり方の変化により、障がいのある方が、住み慣れた場所で、その人らしく暮らすことへの支援にシフトしてきていることから、障がい者への医療費助成について、町単独分として実施している軽度障がい者に対する補助を見直し、県の重度障害者医療費補助事業補助金交付要綱に合わせるための改正を行うものです。

それでは、資料 24 の新旧対照表をご覧ください。

第 1 条の 2 各号において、助成の対象となる障がい者の定義から、軽度障がいにあたる身体障害者手帳 3 級の方、療育手帳 B1 の方、精神障害者保健福祉手帳 2 級の方を除き、第 3 条において、助成の範囲から、精神障害者保健福祉手帳 1 級の方の入院費用を除く旨を追記するものです。

恐れ入りますが、議案にお戻りください。

附則です。第 1 項です。この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行させていただくものです。

第 2 項です。この条例の施行日以前に、既に身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B1 または精神障害者保健福祉手帳 2 級に該当されていた方については、従前の例により、医療費の助成対象者とみなす旨を規定するものです。

第 3 項です。この条例の施行日以前に、既に精神障害者保健福祉手帳 1 級または 2 級に該当されていた方については、従前の例により、入院費用も助成の範囲に含める旨を規定するものです。

以上、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。